

東北町過疎地域持続的発展計画 新旧対照表

変更箇所の表示

ページ	変更後	変更前																																																							
P3	<p>1 基本的な事項</p> <p>(1) 東北町の概況</p> <p>ウ 社会経済的条件の概要</p> <p>○土地利用</p> <p>本町の総面積は令和3年1月1日現在で32,650haで、そのうち国有林を含め</p>	<p>1 基本的な事項</p> <p>(1) 東北町の概況</p> <p>ウ 社会経済的条件の概要</p> <p>○土地利用</p> <p>本町の総面積は令和3年1月1日度現在で32,650haで、そのうち国有林を含め</p>																																																							
P24	<p>3 農林水産業、商工業、情報通信産業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項</p> <p>(1) 現況と問題点</p> <p>ア 農林水産業及び畜産業</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p>令和2年農林業センサスによると、本町の農家戸数（販売）は858戸（対平成12年比57.5%の減少）となっており、農業従事者の高齢化及び後継者の不足による影響と考えられる。一方で、販売農家における兼業農家数の減少に対し専業農家数が維持傾向にある。（表2-1）</p> <p>これは、農地の集積・集約化による農家1戸あたりの経営耕地面積の増加に伴い、大規模で効率的な農業経営が可能となったことが要因であると考えられる。（表2-2）今後は農家戸数が増えることは難しいと予想され、減少させないことが今後の課題である。</p> <p>表2-1 専兼業別農家数 [単位：戸]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>農家総数</th> <th>専業</th> <th>第一種兼業</th> <th>第二種兼業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成12年</td> <td>2,021</td> <td>300</td> <td>504</td> <td>1,217</td> </tr> <tr> <td>平成17年</td> <td>2,013</td> <td>409</td> <td>440</td> <td>1,164</td> </tr> <tr> <td>平成22年</td> <td>1,741</td> <td>452</td> <td>295</td> <td>994</td> </tr> <tr> <td>平成27年</td> <td>1,168</td> <td>412</td> <td>258</td> <td>498</td> </tr> <tr> <td>令和2年</td> <td>858</td> <td>376</td> <td>106</td> <td>376</td> </tr> </tbody> </table>		農家総数	専業	第一種兼業	第二種兼業	平成12年	2,021	300	504	1,217	平成17年	2,013	409	440	1,164	平成22年	1,741	452	295	994	平成27年	1,168	412	258	498	令和2年	858	376	106	376	<p>3 農林水産業、商工業、情報通信産業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項</p> <p>(1) 現況と問題点</p> <p>ア 農林水産業及び畜産業</p> <p style="text-align: center;">[同左]</p> <p>平成27年農林業センサスによると、本町の農家戸数（販売）は1,168戸（対平成12年比42.2%の減少）となっており、農業従事者の高齢化及び後継者の不足による影響と考えられる。一方で、販売農家における兼業農家数の減少に対し専業農家数が維持傾向にある。（表2-1）</p> <p>これは、農地の集積化による農家1戸あたりの経営耕地面積の増加に伴い、大規模で効率的な農業経営が可能となったことが要因であると考えられる。（表2-2）今後は農家戸数が増えることは難しいと予想され、減少させないことが今後の課題である。</p> <p>表2-1 専兼業別農家数（販売農家） [単位：戸]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>農家総数</th> <th>専業</th> <th>第一種兼業</th> <th>第二種兼業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成12年</td> <td>2,021</td> <td>300</td> <td>504</td> <td>1,217</td> </tr> <tr> <td>平成17年</td> <td>2,013</td> <td>409</td> <td>440</td> <td>1,164</td> </tr> <tr> <td>平成22年</td> <td>1,741</td> <td>452</td> <td>295</td> <td>994</td> </tr> <tr> <td>平成27年</td> <td>1,168</td> <td>412</td> <td>258</td> <td>498</td> </tr> </tbody> </table>		農家総数	専業	第一種兼業	第二種兼業	平成12年	2,021	300	504	1,217	平成17年	2,013	409	440	1,164	平成22年	1,741	452	295	994	平成27年	1,168	412	258	498
	農家総数	専業	第一種兼業	第二種兼業																																																					
平成12年	2,021	300	504	1,217																																																					
平成17年	2,013	409	440	1,164																																																					
平成22年	1,741	452	295	994																																																					
平成27年	1,168	412	258	498																																																					
令和2年	858	376	106	376																																																					
	農家総数	専業	第一種兼業	第二種兼業																																																					
平成12年	2,021	300	504	1,217																																																					
平成17年	2,013	409	440	1,164																																																					
平成22年	1,741	452	295	994																																																					
平成27年	1,168	412	258	498																																																					

ページ	変更後	変更前																																																							
P24	表2-2経営耕地面積 [単位：ha] <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>総面積</th> <th>田</th> <th>畑</th> <th>樹園他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成12年</td> <td>6,167</td> <td>2,646</td> <td>3,472</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>平成17年</td> <td>7,092</td> <td>2,807</td> <td>4,285</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>平成22年</td> <td>6,625</td> <td>2,652</td> <td>3,971</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>平成27年</td> <td>5,900</td> <td>2,148</td> <td>3,751</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>令和2年</td> <td>4,963</td> <td>1,482</td> <td>3,481</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>		総面積	田	畑	樹園他	平成12年	6,167	2,646	3,472	0	平成17年	7,092	2,807	4,285	0	平成22年	6,625	2,652	3,971	2	平成27年	5,900	2,148	3,751	0	令和2年	4,963	1,482	3,481	0	表2-2経営耕地面積 [単位：ha] <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>総面積</th> <th>田</th> <th>畑</th> <th>樹園他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成12年</td> <td>6,119</td> <td>2,646</td> <td>3,472</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>平成17年</td> <td>7,092</td> <td>2,807</td> <td>4,285</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>平成22年</td> <td>6,625</td> <td>2,652</td> <td>3,971</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>平成27年</td> <td>5,900</td> <td>2,148</td> <td>3,751</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>		総面積	田	畑	樹園他	平成12年	6,119	2,646	3,472	0	平成17年	7,092	2,807	4,285	0	平成22年	6,625	2,652	3,971	2	平成27年	5,900	2,148	3,751	0
	総面積	田	畑	樹園他																																																					
平成12年	6,167	2,646	3,472	0																																																					
平成17年	7,092	2,807	4,285	0																																																					
平成22年	6,625	2,652	3,971	2																																																					
平成27年	5,900	2,148	3,751	0																																																					
令和2年	4,963	1,482	3,481	0																																																					
	総面積	田	畑	樹園他																																																					
平成12年	6,119	2,646	3,472	0																																																					
平成17年	7,092	2,807	4,285	0																																																					
平成22年	6,625	2,652	3,971	2																																																					
平成27年	5,900	2,148	3,751	0																																																					
P26	(2) その対策 ア 農林水産業及び畜産業 [略] また、遊休農地・耕作放棄地の防止と解消に向け、関係機関と連携し、農地パトロールや適切な指導等の推進のほか、連作障害や土壌障害の防止に向け、完熟堆肥の利用促進や土壌診断による土壌改良など、健康な土づくりの支援を推進するとともに、農地中間管理機構による農地の利用集積・集約化や農作業受委託の促進、経営指導の強化等を通じ、意欲と能力のある認定農業者の育成・確保を図り、効率的な営農を行う農業経営の法人化を推進する。	(2) その対策 ア 農林水産業及び畜産業 [同左] また、遊休農地・耕作放棄地の防止と解消に向け、関係機関と連携し、農地パトロールや適切な指導等の推進のほか、連作障害や土壌障害の防止に向け、完熟堆肥の利用促進や土壌診断による土壌改良など、健康な土づくりの支援を推進するとともに、農地中間管理機構による農地の利用集積や農作業受委託の促進、経営指導の強化等を通じ、意欲と能力のある認定農業者の育成・確保を図り、効率的な営農を行う農業経営の法人化を推進する。																																																							
P28	オ 雇用効果等 [略] 過疎地域持続的発展特別事業として、東北町内に獣医師を確保するため、東北町内で居住又は家畜診療する獣医師へ対し補助するとともに、産業動物獣医師を目指す獣医学生を対象に、修業後、東北町内に従事する事を条件に修学金を貸与・補助する。	[同左] 過疎地域持続的発展特別事業として、産業動物獣医師を目指す獣医学生を対象にして、修業後、獣医師として本町に従事することを条件に修学金を貸与・補助するとともに、従事後に地域に定着させ、獣医師の確保を図る（修学金の貸与においては、本町が定める要件を満たすときは修学金の償還を免除することができるものとする。）。																																																							

ページ	変更後				変更前					
P29	(3) 計画 事業計画（令和3年度～7年度）				(3) 計画 事業計画（令和3年度～7年度）					
	持続的 発展施 策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	持続的 発展施 策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	産業の 振興	[略]				産業の 振興	[同左]			
	地場産業の振興 加工施設	水産物加工施設建設事業	小川原湖漁業協同組合	水産物加工施設 A=378㎡ 加工機材一式		地場産業の振興 加工施設	水産物加工施設建設事業	小川原湖漁業協同組合	水産物加工施設 A=378㎡ 加工機材一式	
経営近代化施設 農業	東北町有機供給センター設備更新事業	東北町 ゆうき青森農業協同組合	コンテナ運搬車 堆肥運搬車 堆肥製造器 堆肥散布車							
過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	獣医師確保対策事業 (事業内容) 東北町内に獣医師を確保するため、東北町内で居住又は家畜診療する獣医師へ対し補助するとともに、産業動物獣医師を目指す獣医学生を対象に、修業後、東北町内に従事する事を条件に修学金を貸与・補助する。 (必要性)	東北町	獣医師家賃補助 新人獣医師育成費補助 獣医師就学資金貸与補助		過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	獣医師確保対策事業 (事業内容) 産業動物獣医師を目指す獣医学生を対象にして、修業後、獣医師として本町に従事することを条件に修学金を貸与・補助する(修学金の貸与においては、本町が定める要件を満たすときは修学金の償還を免除することができるものとす	東北町	獣医師2名		

ページ	変更後					変更前						
P30			家畜の病気等による夜間緊急時に対応できる獣医師がいないため、獣医師の確保を図る必要がある。 (事業効果) 獣医師を地域に定着させ畜産業の振興を図る。					る。) (必要性) 家畜の病気等による夜間緊急時に対応できる獣医師がいないため、獣医師の確保を図る必要がある。 (事業効果) 獣医師を地域に定着させ畜産業の振興を図る。				
P37	5 交通施設の整備及び住民の日常的な移動のための交通手段の確保に関する事項 (3) 計画 事業計画 (令和3年度~7年度)					5 交通施設の整備及び住民の日常的な移動のための交通手段の確保に関する事項 (3) 計画 事業計画 (令和3年度~7年度)						
	持続的 発展施 策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	持続的 発展施 策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考		
	交通施 設の整 備、交 通手段 の確保	[略]					交通施 設の整 備、交 通手段 の確保	[同左]				
P37		市町村道 道路	保戸沢・簀屋 線舗装補修工 事	東北町	舗装補修工事 L=900		市町村道 道路	保戸沢・簀屋 線舗装補修工 事	東北町	舗装補修工事 L=900		
		市町村道 道路	保戸沢・簀屋 線及び外姥 沢・大向簀屋 線側溝整備工 事	東北町	測量設計一式 改良舗装工事 L=1,035m							
		市町村道 道路	東北ICアクセ ス道路事業	東北町	道路新設工事 L=4,400m		市町村道 道路	東北ICアクセ ス道路事業	東北町	道路新設工事 L=4,400m		

ページ	変更後	変更前																																																		
P44	<p>6 生活環境の整備に関する事項 (2) その対策 オ 消防・防災</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p>○整備した防災行政用無線の活用等による災害時の情報通信体制の充実をはじめ、高齢者や障がい者などの避難等に支援を要する町民の支援体制の充実、備蓄施設など防災施設の整備充実及び備蓄資機材の充実並びに避難路・避難場所の充実及び周知徹底、さらには防災拠点の発電設備の整備を図る。</p> <p>○空家等の所有者などからの相談体制や、空家等対策に係る内部部署の連携体制の強化を図り、空家等の所在及び状態の実態把握及びその所有者などの特定を行うとともに、空家等対策計画の方針に基づく対策とあわせ、空家及び空地の有効活用など、総合的な空家等対策の推進に努める。</p>	<p>6 生活環境の整備に関する事項</p> <p>オ 消防・防災</p> <p style="text-align: center;">[同左]</p> <p>○整備した防災行政用無線の活用等による災害時の情報通信体制の充実をはじめ、高齢者や障がい者などの避難等に支援を要する町民の支援体制の充実、備蓄施設など防災施設の整備充実及び備蓄資機材の充実並びに避難路・避難場所の充実及び周知徹底、さらには防災拠点の発電設備の整備を図る。</p>																																																		
P46	<p>(3) 計画 事業計画（令和3年度～7年度）</p> <table border="1" data-bbox="286 804 1151 1449"> <thead> <tr> <th>持続的 発展施 策区分</th> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活環 境の整 備</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>消防施設</td> <td>消防屯所更新 事業</td> <td>東北町</td> <td>消防屯所更新 事業 上北第6分団 屯所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>消防施設</td> <td>消防指令車整 備事業</td> <td>東北町</td> <td>中部上北消防 本部 消防指令車</td> </tr> <tr> <td></td> <td>消防施設</td> <td>高機能消防指 令センター更 新事業</td> <td>東北町</td> <td>中部上北消防 本部 高機能消防指 令センター一 式</td> </tr> </tbody> </table>	持続的 発展施 策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考	生活環 境の整 備	[略]					消防施設	消防屯所更新 事業	東北町	消防屯所更新 事業 上北第6分団 屯所		消防施設	消防指令車整 備事業	東北町	中部上北消防 本部 消防指令車		消防施設	高機能消防指 令センター更 新事業	東北町	中部上北消防 本部 高機能消防指 令センター一 式	<p>(3) 計画 事業計画（令和3年度～7年度）</p> <table border="1" data-bbox="1182 804 2047 1449"> <thead> <tr> <th>持続的 発展施 策区分</th> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活環 境の整 備</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">[同左]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>消防施設</td> <td>消防屯所更新 事業</td> <td>東北町</td> <td>消防屯所更新 事業 上北第6分団 屯所</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	持続的 発展施 策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考	生活環 境の整 備	[同左]					消防施設	消防屯所更新 事業	東北町	消防屯所更新 事業 上北第6分団 屯所										
持続的 発展施 策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考																																																
生活環 境の整 備	[略]																																																			
	消防施設	消防屯所更新 事業	東北町	消防屯所更新 事業 上北第6分団 屯所																																																
	消防施設	消防指令車整 備事業	東北町	中部上北消防 本部 消防指令車																																																
	消防施設	高機能消防指 令センター更 新事業	東北町	中部上北消防 本部 高機能消防指 令センター一 式																																																
持続的 発展施 策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考																																																
生活環 境の整 備	[同左]																																																			
	消防施設	消防屯所更新 事業	東北町	消防屯所更新 事業 上北第6分団 屯所																																																

ページ	変更後				変更前			
P48	過疎地域持続的発展特別事業 危険施設撤去	旧東北第7分団屯所解体事業 (事業内容) 昭和50年建築である東北第7分団消防団屯所の解体及び撤去を施工する。 (必要性) 耐用年数を経過しており老朽化が著しいため、解体及び撤去を施工する必要がある。 (事業効果) 公共施設等の適正な管理を行う。	東北町	A=82.82m ²	過疎地域持続的発展特別事業 危険施設撤去	旧東北第7分団屯所解体事業 (事業内容) 昭和50年建築である東北第7分団消防団屯所の解体及び撤去を施工する。 (必要性) 耐用年数を経過しており老朽化が著しいため、解体及び撤去を施工する必要がある。 (事業効果) 公共施設等の適正な管理を行う。	東北町	A=82.82m ²
	[略]				[同左]			
	過疎地域持続的発展特別事業 危険施設撤去	旧千曳小学校教員住宅解体事業	東北町	A=75m ²	過疎地域持続的発展特別事業 危険施設撤去	旧千曳小学校教員住宅解体事業	東北町	A=75m ²
過疎地域持続的発展特別事業 危険施設撤去	旧第一小学校教員住宅解体事業 (事業内容) 平成2年建築である旧第一小学校教員住	東北町	A=88m ² 、61m ² 計2棟					

ページ	変更後				変更前					
P49			<p>宅の解体及び撤去を施工する。 (必要性) 耐用年数を経過しており老朽化が著しいため、解体及び撤去を施工する必要がある。</p> <p>(事業効果) 公共施設等の適正な管理を行う。</p>							
		<p>過疎地域持続的発展特別事業 危険施設撤去</p>	<p>旧小川原小学校教員住宅解体事業 (事業内容) 昭和62年建築である旧小川原小学校教員住宅の解体及び撤去を施工する。 (必要性) 耐用年数を経過しており老朽化が著しいため、解体及び撤去を施工する必要がある。 (事業効果) 公共施設等の適正な管理を行う。</p>	東北町	A=80㎡、66㎡ 計2棟					

ページ	変更後				変更前					
		<p>過疎地域持続的発展特別事業 その他</p>	<p>空家等対策事業 (事業内容) 地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす空家等の実態把握及び解消に向けた取組を実施するとともにその利活用を積極的に行う。 (必要性) 不適切な管理により深刻な影響を及ぼす空家等が増加しているため、最新情報の取得が必要であり、実態に沿った計画の実施が不可欠である。 (事業効果) 最新の空家情報を基に計画を見直し、空家等の利活用や危険老朽空家等対策をより効果的に進めることが可能となる。</p>	東北町	ソフト事業					

ページ	変更後				変更前				
	過疎地域持続的発展特別事業 その他	中部上北最終処分場建設事業（基本計画・基本設計及び環境影響評価業務） （事業内容） 中部上北最終処分場建設事業を実施するため基本計画・基本設計及び環境影響評価業務を行う。 （必要性） 現在の中部上北最終処分場の容量が逼迫し、処理能力の限界が迫っていることから、最終処分場を建設する必要がある。 （事業効果） 最終処分場の建設に係る基本計画等の策定及び環境影響評価の実施により、各種法令に定める基準に適合した施設の建設が可能となる。	東北町 中部上北広域事業組合	基本計画・基本設計一式及び環境影響評価業務一式		過疎地域持続的発展特別事業 その他	中部上北最終処分場建設事業（基本計画・基本設計及び環境影響評価業務） （事業内容） 中部上北最終処分場建設事業を実施するため基本計画・基本設計及び環境影響評価業務を行う。 （必要性） 現在の中部上北最終処分場の容量が逼迫し、処理能力の限界が迫っていることから、最終処分場を建設する必要がある。 （事業効果） 最終処分場の建設に係る基本計画等の策定及び環境影響評価の実施により、各種法令に定める基準に適合した施設の建設が可能となる。	東北町 中部上北広域事業組合	基本計画・基本設計一式及び環境影響評価業務一式

ページ	変更後				変更前								
P51		過疎地域持続的発展特別事業 その他	地域防災計画改訂事業 (事業内容) 地域防災計画の修正 (必要性) 本町は沿岸部を有しない地域であり、これまで津波浸水想定区域がないなか、国が新たに公表した日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震のモデルを踏まえた県の津波浸水想定の見直しにより、新たに想定区域が指定された。また日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部改正により、地域防災計画内で定めている「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」を変更するため、	東北町	ソフト事業 地域防災計画の全てを見直し、防災力の向上を図る。								

ページ	変更後					変更前				
			<p>本計画の修正が必要となる。 (事業効果) 巨大地震による津波のみならず、風水害や複合災害などを見直すことで、地域の防災力が向上し、住民の安心・安全に資する。</p>							
P55	<p>7 子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する事項 (2) その対策 ア 子育て支援や介護サービスの確保及び充実 ○ひとり親及び高校生以下の子どもの医療費助成事業を継続することにより、子育て費用の負担軽減を図り、安心して子育てができる環境づくりに努める。 ○子どもの健やかな成長を支援するために、長期的な子育てへの経済的支援として成長とともに支援金を給付する「子育て未来支援金事業」を実施することで、子の出生を促進し、安心して子育てできる環境を整える。 ○子ども・子育て新制度により、施設がより一層特徴のある保育や教育を行えるよう、各施設に対し、従来の紙媒体のほか、ホームページ等の電子媒体を活用するなど、必要に応じた支援等を行う。</p>					<p>7 子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する事項 (2) その対策 ア 子育て支援や介護サービスの確保及び充実 ○赤ちゃん祝い金、高校生以下の子どもの医療費助成事業を継続することにより、子育て費用の負担軽減を図り、安心して子育てができる環境づくりに努める。 ○子ども・子育て新制度により、施設がより一層特徴のある保育や教育を行えるよう、各施設に対し、従来の紙媒体のほか、ホームページ等の電子媒体を活用するなど、必要に応じた支援等を行う。</p>				
P57	(3) 計画 事業計画（令和3年度～7年度）					(3) 計画 事業計画（令和3年度～7年度）				

ページ	変更後					変更前					
	持続的 発展施 策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	持続的 発展施 策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
P58	子育て 環境の 確保、 高齢者 等の保 健及び 福祉の 向上及 び増進	[略]					[同左]				
		過疎地域持続 的発展特別事 業 児童福祉	子ども医療費 給付事業 (事業内容) 0歳から高校3 年生までを対 象として医療 費の自己負担 分を無料化す る。 (必要性) 子育て世帯の 医療費負担を 軽減すること で安心して子 育てをできる 環境を整える 必要がある。 (事業効果) 子育て世帯へ の経済的支援 となること で、安心して 子育てをでき る環境が整 う。	東北町	ソフト事業		過疎地域持続 的発展特別事 業 児童福祉	子ども医療費 給付事業 (事業内容) 0歳から高校3 年生までを対 象として医療 費の自己負担 分を無料化す る。 (必要性) 子育て世帯の 医療費負担を 軽減すること で安心して子 育てをできる 環境を整える 必要がある。 (事業効果) 子育て世帯へ の経済的支援 となること で、安心して 子育てをでき る環境が整 う。	東北町	ソフト事業	
		過疎地域持続 的発展特別事 業 児童福祉	子育て未来支 援金事業 (事業内容) 第2子以降の 出生時、小学 校入学時、中	東北町	ソフト事業						

ページ	変更後					変更前				
			<p>学校入学時にそれぞれ支援金を給付する。 (必要性) 子どもの健やかな成長を支援するために、成長とともに支援金を給付することで、長期的な子育てに係る負担を軽減できる。 (事業効果) 長期的な子育てへの経済的支援となることで、子の出生を促進し、安心して子育てできる環境が整う。</p>							
P66	9 教育の振興に関する事項 (3) 計画 事業計画 (令和3年度～7年度)					9 教育の振興に関する事項 (3) 計画 事業計画 (令和3年度～7年度)				
持続的 発展施 策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	持続的 発展施 策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
教育の 振興	学校教育関連 施設 校舎・屋内運 動場	甲地小学校防 音機能復旧事 業	東北町	空調設備機器 更新実施設計 一式	教育の 振興	学校教育関連 施設 校舎・屋内運 動場	甲地小学校防 音機能復旧事 業	東北町	空調設備機器 更新実施設計 一式	

ページ	変更後				変更前			
P66	学校教育関連 施設 校舎・屋内運 動場	上北中学校空 調設備整備事 業	東北町	空調設備機器 更新実施設計 一式				
	[略]				[同左]			
	<p>13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項（自然環境の保全及び再生に関する事項）</p> <p>(1) 現況と問題点</p> <p>イ 基金積立 本町において、今後町民生活に密着した各種行政サービスが必要となり、将来その対策に要する費用の増加が予測されることから、2から13までの持続的発展施策に係る過疎地域持続的発展特別事業を実施するために、財源の確保等が必要となっている。</p> <p>ウ 総合計画及び都市計画 社会環境の変化や町の課題に的確に対応しながら、将来にわたって自立・持続可能な町をつくっていくために、まちづくりを計画的かつ具体的に進めていく必要がある。</p> <p>(2) その対策</p> <p>イ 基金積立 本町において、東北町過疎地域持続的発展特別事業基金の造成、積立てを行い、過疎地域持続的発展特別事業に要する経費に充当することにより、当該基金の有効活用を図る。</p> <p>ウ 総合計画及び都市計画 町の現状を把握し、現計画に新たな視点と発想を加えながら、現計画を継承・発展することで、まちづくりを総合的かつ計画的に推進していくことが可能となる。</p> <p>(3) 計画 事業計画（令和3年度～7年度）</p>				<p>13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項（自然環境の保全及び再生に関する事項）</p> <p>(1) 現況と問題点</p> <p>イ 基金積立 本町において、今後町民生活に密着した各種行政サービスが必要となり、将来その対策に要する費用の増加が予測されることから、2から13までの持続的発展施策に係る過疎地域持続的発展特別事業を実施するために、財源の確保等が必要となっている。</p> <p>(2) その対策</p> <p>イ 基金積立 本町において、東北町過疎地域持続的発展特別事業基金の造成、積立てを行い、過疎地域持続的発展特別事業に要する経費に充当することにより、当該基金の有効活用を図る。</p> <p>(3) 計画 事業計画（令和3年度～7年度）</p>			

ページ	変更後					変更前				
	持続的 発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	持続的 発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
P76	その他 地域の 持続的 発展に 関し必 要な事 項	その他	清掃デー実施 事業	東北町の町内 会等	ソフト事業 町内会の道路 等の清掃活動 支援	その他 地域の 持続的 発展に 関し必 要な事 項	その他	清掃デー実施 事業	東北町の町内 会等	ソフト事業 町内会の道路 等の清掃活動 支援
		過疎地域持続 的発展特別事 業 その他	都市計画基礎 調査業務委託 料 (事業内容) 都市計画法第 6条に基づき 概ね5年ごと に人口規模、 産業分類別の 就業人口規 模、土地利 用、交通量等 の現況及び将 来像について の調査。 (必要性) まちづくりの 方向性検討に 際し、最新情 報が必要とな る。 (事業効果) 国勢調査の結 果と補完し合 うことで、よ り詳細な都市 計画等のトー タルデザイン が可能。	東北町	ソフト事業 左記の事業実 施により、現 況及び将来の 見通しを把握 し、より本町 に見合った都 市計画その他 まちづくりの 基礎資料とす ることによ り、都市の健 全な発展と秩 序ある整備が 図られ、 地域の持続的 発展に資す る。					

ページ	変更後				変更前					
P77		過疎地域持続的発展特別事業 その他	第三次東北町総合振興計画策定業務 (事業内容) 市町村総合計画(総合戦略を包含)策定業務委託 (必要性) まちづくりを計画的かつ具体的に進めるにあたり、その方針を明らかにする必要があるため。 (事業効果) さまざまな分野にわたる事務事業をひとつの方向性のもとに計画的に推進していくことが可能となる。	東北町	ソフト事業					
		過疎地域持続的発展特別事業 基金積立	過疎地域持続的発展特別事業基金造成 (事業内容) 過疎地域持続的発展特別事業を実施するための基金を造成する。 (必要性) 多額の事業費を要する過疎地域持続的発展特別事業の	東北町 中部上北広域 事業組合			過疎地域持続的発展特別事業 基金積立	過疎地域持続的発展特別事業基金造成 (事業内容) 過疎地域持続的発展特別事業を実施するための基金を造成する。 (必要性) 多額の事業費を要する過疎地域持続的発展特別事業の	東北町 中部上北広域 事業組合	

ページ	変更後					変更前					
			実施が将来にわたり見込まれるため、基金を造成することにより活用可能な財源を確保する必要がある。 (事業効果) 基金造成により単一年度における財源不足を解消し、安定した財政運営が可能となる。					実施が将来にわたり見込まれるため、基金を造成することにより活用可能な財源を確保する必要がある。 (事業効果) 基金造成により単一年度における財源不足を解消し、安定した財政運営が可能となる。			
P78	過疎地域持続的発展特別事業 事業計画（令和3年度～7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分					過疎地域持続的発展特別事業 事業計画（令和3年度～7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分					
	持続的 発展施 策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	持続的 発展施 策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
	2 産 業の振 興	過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	獣医師確保対策事業 (事業内容) 東北町内に獣医師を確保するため、東北町内で居住又は家畜診療する獣医師へ対し補助するとともに、産業動物獣医師を目指す獣医学生を対象に、	東北町	獣医師家賃補助 新人獣医師育成費補助 獣医師就学資金貸与補助		2 産 業の振 興	過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	獣医師確保対策事業 (事業内容) 産業動物獣医師を目指す獣医学生を対象にして、修業後、獣医師として本町に従事することを条件に修学金を貸与・補助する(修学金の貸与におい	東北町	獣医師2名

ページ		変更後				変更前				
			<p>修業後、東北町内に従事する事を条件に修学金を貸与・補助する。</p> <p>(必要性) 家畜の病気等による夜間緊急時に対応できる獣医師がいないため、獣医師の確保を図る必要がある。</p> <p>(事業効果) 獣医師を地域に定着させ畜産業の振興を図る。</p>					<p>ては、本町が定める要件を満たすときは修学金の償還を免除することができるものとする。</p> <p>(必要性) 家畜の病気等による夜間緊急時に対応できる獣医師がいないため、獣医師の確保を図る必要がある。</p> <p>(事業効果) 獣医師を地域に定着させ畜産業の振興を図る。</p>		
P79	4 交通施設の整備、交通手段の確保	過疎地域持続的発展特別事業 交通施設維持	<p>橋梁定期点検及び長寿命化修繕計画策定業務</p> <p>(事業内容) 橋梁の定期点検の実施及び長寿命化計画を策定する。</p> <p>(必要性) 町管理橋梁の老朽化に伴い、定期点検や長寿命化計画に基づく計画的な管理が求められてい</p>	東北町	<p>※当該施策が将来に及ぼす効果 計画的な施設管理により適正な橋梁管理を効率よく行うことで地域の持続的発展に資する。</p>					

ページ	変更後					変更前				
			<p>る。 (事業効果) 持続的かつ的確な管理が可能となり、住民の交通安全確保と生活環境の充実が図られる。</p>							
	[略]					[同左]				
P81	5 生活環境の整備	過疎地域持続的発展特別事業 危険施設撤去	旧千曳小学校教員住宅解体事業 (事業内容) 昭和56年建築である旧千曳小学校教員住宅の解体及び撤去を施工する。 (必要性) 耐用年数を経過しており老朽化が著しいため、解体及び撤去を施工する必要がある。 (事業効果) 公共施設等の適正な管理を行う。	東北町	A=75㎡ ※当該施策が将来に及ぼす効果 左記事業の実施により、東北町公共施設等総合管理計画の適正化が図られるとともに、危険施設撤去による景観の保全、防犯対策が図られ地域の持続的発展に資する。	5 生活環境の整備	過疎地域持続的発展特別事業 危険施設撤去	旧千曳小学校教員住宅解体事業 (事業内容) 昭和56年建築である旧千曳小学校教員住宅の解体及び撤去を施工する。 (必要性) 耐用年数を経過しており老朽化が著しいため、解体及び撤去を施工する必要がある。 (事業効果) 公共施設等の適正な管理を行う。	東北町	A=75㎡ ※当該施策が将来に及ぼす効果 左記事業の実施により、東北町公共施設等総合管理計画の適正化が図られるとともに、危険施設撤去による景観の保全、防犯対策が図られ地域の持続的発展に資する。
		過疎地域持続的発展特別事業 危険施設撤去	旧第一小学校教員住宅解体事業 (事業内容)	東北町	A=88㎡、61㎡ 計2棟					

ページ		変更後			変更前					
P82			<p>平成2年建築である旧第一小学校教員住宅の解体及び撤去を施工する。</p> <p>(必要性) 耐用年数を経過しており老朽化が著しいため、解体及び撤去を施工する必要がある。</p> <p>(事業効果) 公共施設等の適正な管理を行う。</p>							
	過疎地域持続的発展特別事業 危険施設撤去	旧小川原小学校教員住宅解体事業 (事業内容) 昭和62年建築である旧小川原小学校教員住宅の解体及び撤去を施工する。	東北町	A=80㎡、66㎡ 計2棟						

ページ	変更後				変更前					
P83		<p>過疎地域持続的発展特別事業 その他</p>	<p>行う。 空家等対策事業 (事業内容) 地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす空家等の実態把握及び解消に向けた取組を実施するとともにその利活用を積極的に行う。 (必要性) 不適切な管理により深刻な影響を及ぼす空家等が増加しているため、最新情報の取得が必要であり、実態に沿った計画の実施が不可欠である。 (事業効果) 最新の空家情報を基に計画を見直し、空家等の利活用や危険老朽空家等対策をより効果的に進めることが可能となる。</p>	<p>東北町</p>	<p>ソフト事業</p>					
		<p>過疎地域持続的発展特別事業</p>	<p>中部上北最終処分場建設事業（基本計</p>	<p>東北町 中部上北広域事業組合</p>	<p>基本計画・基本設計一式及び環境影響評</p>		<p>過疎地域持続的発展特別事業</p>	<p>中部上北最終処分場建設事業（基本計</p>	<p>東北町 中部上北広域事業組合</p>	<p>基本計画・基本設計一式及び環境影響評</p>

ページ	変更後				変更前			
	その他	<p>画・基本設計及び環境影響評価業務) (事業内容) 中部上北最終処分場建設事業を実施するため基本計画・基本設計及び環境影響評価業務を行う。 (必要性) 現在の中部上北最終処分場の容量が逼迫し、処理能力の限界が迫っていることから、最終処分場を建設する必要がある。 (事業効果) 最終処分場の建設に係る基本計画等の策定及び環境影響評価の実施により、各種法令に定める基準に適合した施設の建設が可能となる。</p>		<p>価業務一式</p> <p>※当該施策が将来に及ぼす効果 左記事業の実施後、新しい最終処分場が建設されることにより、住民の生活環境の保全が図られ地域の持続的発展に資する。</p>	その他	<p>画・基本設計及び環境影響評価業務) (事業内容) 中部上北最終処分場建設事業を実施するため基本計画・基本設計及び環境影響評価業務を行う。 (必要性) 現在の中部上北最終処分場の容量が逼迫し、処理能力の限界が迫っていることから、最終処分場を建設する必要がある。 (事業効果) 最終処分場の建設に係る基本計画等の策定及び環境影響評価の実施により、各種法令に定める基準に適合した施設の建設が可能となる。</p>		<p>価業務一式</p> <p>※当該施策が将来に及ぼす効果 左記事業の実施後、新しい最終処分場が建設されることにより、住民の生活環境の保全が図られ地域の持続的発展に資する。</p>
P84	過疎地域持続的発展特別事業 その他	<p>地域防災計画改訂事業 (事業内容) 地域防災計画</p>	東北町	ソフト事業 地域防災計画の全てを見直し、防災力の				

ページ	変更後				変更前					
			<p>の修正 (必要性) 本町は沿岸部を有しない地域であり、これまで津波浸水想定区域がないなか、国が新たに公表した日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震のモデルを踏まえた県の津波浸水想定の見直しにより、新たに想定区域が指定された。また日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部改正により、地域防災計画内で定めている「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」を変更する必要があるため、本計画の修正が必要となる。 (事業効果)</p>	<p>向上を図る。</p>						

ページ	変更後					変更前				
			<p>巨大地震による津波のみならず、風水害や複合災害などを見直すことで、地域の防災力が向上し、住民の安心・安全に資する。</p>							
	6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	<p>子ども医療費給付事業 (事業内容) 0歳から高校3年生までを対象として医療費の自己負担分を無料化する。 (必要性) 子育て世帯の医療費負担を軽減することで安心して子育てをできる環境を整える必要がある。 (事業効果) 子育て世帯への経済的支援となることで、安心して子育てをできる環境が整う。</p>	東北町	<p>※当該施策が将来に及ぼす効果 子育て世帯への経済的支援となることで、安心して子育てをできる環境が整い地域の持続的発展に資する。</p>	6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	<p>子ども医療費給付事業 (事業内容) 0歳から高校3年生までを対象として医療費の自己負担分を無料化する。 (必要性) 子育て世帯の医療費負担を軽減することで安心して子育てをできる環境を整える必要がある。 (事業効果) 子育て世帯への経済的支援となることで、安心して子育てをできる環境が整う。</p>	東北町	<p>※当該施策が将来に及ぼす効果 子育て世帯への経済的支援となることで、安心して子育てをできる環境が整い地域の持続的発展に資する。</p>

ページ	変更後				変更前					
P85		過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	子育て未来支援金事業 (事業内容) 第2子出産時、小学校入学時、中学校入学時祝い金を支給する。 (必要性) 子どもの成長とともに支援金を給付することにより、長期的な子育てに係る負担を軽減し、子どもの健やかな成長を支援するために必要がある。 (事業効果) 長期的な子育てへの経済的支援となることで、子の出生を促進し、安心して子育てできる環境が整う。	東北町	ソフト事業					
						5 交通施設の整備、交通手段の確保	過疎地域持続的発展特別事業 交通施設維持	橋梁定期点検及び長寿命化修繕計画策定業務 (事業内容) 橋梁の定期点検の実施及び長寿命化計画を策定する。 (必要性)	東北町	※当該施策が将来に及ぼす効果 計画的な施設管理により適正な橋梁管理を効率よく行うことで地域の持続的発展に資する。

ページ	変更後				変更前				
	[移動]						町管理橋梁の老朽化に伴い、定期点検や長寿命化計画に基づく計画的な管理が求められている。 (事業効果) 持続的かつ的確な管理が可能となり、住民の交通安全確保と生活環境の充実が図られる。		
9 教育の振興	過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	ICT支援員派遣事業 (事業内容) 小・中学校において端末の準備や操作補助といった授業支援をはじめとするICT支援業務を行う。 (必要性) 文部科学省が提唱するGIGAスクール構想に基づき端末を用いて授業等をするにあたり、利用法が分からない先生や苦手意識を持つ先生がいるた	東北町	※当該施策が将来に及ぼす効果 左記支援を実践することによりICT教育の推進が図られ地域の持続的発展に資する。	9 教育の振興	過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	ICT支援員派遣事業 (事業内容) 小・中学校において端末の準備や操作補助といった授業支援をはじめとするICT支援業務を行う。 (必要性) 文部科学省が提唱するGIGAスクール構想に基づき端末を用いて授業等をするにあたり、利用法が分からない先生や苦手意識を持つ先生がいるた	東北町	※当該施策が将来に及ぼす効果 左記支援を実践することによりICT教育の推進が図られ地域の持続的発展に資する。

ページ	変更後					変更前				
			め、端末の利活用を指導できるICT支援員の派遣が求められている。 (事業効果) GIGAスクール構想に基づいたICT教育の支援を推進できる環境が整う。					め、端末の利活用を指導できるICT支援員の派遣が求められている。 (事業効果) GIGAスクール構想に基づいたICT教育の支援を推進できる環境が整う。		
P89	13 その他地域の持続的発展に必要な事項	過疎地域持続的発展特別事業 その他	都市計画基礎調査業務委託料 (事業内容) 都市計画法第6条に基づき概ね5年ごとに人口規模、産業分類別の就業人口規模、土地利用、交通量等の現況及び将来像についての調査。 (必要性) まちづくりの方向性検討に際し、最新情報が必要となる。 (事業効果) 国勢調査の結果と補完し合うことで、より詳細な都市	東北町	ソフト事業 左記の事業実施により、現況及び将来の見通しを把握し、より本町に見合った都市計画その他まちづくりの基礎資料とすることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備が図られ、地域の持続的発展に資する。	13 その他地域の持続的発展に必要な事項				

ページ		変更後				変更前			
			計画等のトータルデザインが可能。						
	過疎地域持続的発展特別事業 その他	第三次東北町総合振興計画策定業務 (事業内容) 市町村総合計画(総合戦略を包含)策定業務委託 (必要性) まちづくりを計画的かつ具体的に進めるにあたり、その方針を明らかにする必要があるため。 (事業効果) さまざまな分野にわたる事務事業をひとつの方向性のもとに計画的に推進していくことが可能となる。	東北町	ソフト事業 左記の事業実施により、現況及び見通しを把握することで計画的かつ具体的にまちづくりを進めるための方針が明らかとなり、さまざまな分野にわたる事務事業をひとつの方向性のもとに計画的に推進することができ、もって地域の持続的発展に資する。					
	過疎地域持続的発展特別事業 基金積立	過疎地域持続的発展特別事業基金造成 (事業内容) 過疎地域持続的発展特別事業を実施するための基金を造成する。 (必要性) 多額の事業費	東北町 中部上北広域事業組合	※当該施策が将来に及ぼす効果 左記基金の有効活用により計画的で効率的な事業の実施が可能となることから、過疎地域持続的発展特別事		過疎地域持続的発展特別事業 基金積立	過疎地域持続的発展特別事業基金造成 (事業内容) 過疎地域持続的発展特別事業を実施するための基金を造成する。 (必要性) 多額の事業費	東北町 中部上北広域事業組合	※当該施策が将来に及ぼす効果 左記基金の有効活用により計画的で効率的な事業の実施が可能となることから、過疎地域持続的発展特別事

ページ	変更後				変更前					
			<p>を要する過疎地域持続的発展特別事業の実施が将来にわたり見込まれるため、基金を造成することにより活用可能な財源を確保する必要がある。</p> <p>(事業効果) 基金造成により単一年度における財源不足を解消し、安定した財政運営が可能となる。</p>		<p>業の推進が図られ地域の持続的発展に資する。</p>			<p>を要する過疎地域持続的発展特別事業の実施が将来にわたり見込まれるため、基金を造成することにより活用可能な財源を確保する必要がある。</p> <p>(事業効果) 基金造成により単一年度における財源不足を解消し、安定した財政運営が可能となる。</p>		<p>業の推進が図られ地域の持続的発展に資する。</p>